

鈴鹿市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 4 号

鈴鹿市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市情報公開条例施行規則（平成 1 4 年鈴鹿市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 7 条関係） 略 備考 1 ・ 2 略	別表（第 7 条関係） 略 備考 1 ・ 2 略 <u>3 写しの送付に要する費用の納付につ</u> <u>いては，当該費用に相当する額の郵便</u> <u>切手を提出するものとする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。